

平成24年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成24年6月22日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第41号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第38号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第4 議案第40号 財産（土地）の使用貸借について
- 日程第5 議案第42号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 発議第5号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書について
- 日程第7 発議第6号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書について
- 日程第8 発議第7号 関西電力株式会社大飯発電所の再稼働の見直しを求める意見書について
- 日程第9 発議第8号 土地財産調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第10 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

- 追加日程第1 発議第9号 議員 くまがいさちこ君に対する懲罰動議
- 追加日程第2 懲罰特別委員会委員の選任について
- 追加日程第3 閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第4 土地財産調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第5 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に出席した議員

1番	古川 貴 敏	2番	くまがいさちこ
3番	西岡 一 成	4番	河村 孝 弘
5番	庄田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏 明	8番	堀 武
9番	山田 隆 義	10番	松野 藤四郎
11番	広瀬 捨 男	12番	若井 千 尋
13番	清水 治	14番	広瀬 武 雄
15番	若園 五 朗	16番	広瀬 時 男

17番 小川勝範
19番 藤橋礼治

18番 星川睦枝

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田薫
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	白河忠良	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	伊藤巧
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

5件報告します。

まず1件について、議会事務局長より報告をさせます。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして1件報告します。

市議会議長会関係の報告です。

5月23日に、第88回全国市議会議長会定例総会が東京の日比谷公会堂で開催されました。総会は、まず開会式が行われ、来賓祝辞と新市の紹介がありました。続いて、表彰式と会議に入りました。会議では、会務報告の後、平成22年度の各会計決算、平成24年度の各会計予算、会長及び各部会から提出された31議案が審議され、いずれも可決または認定されました。役員改選では、東海支部の部会長に岐阜市が、岐阜県の役員として、理事に岐阜市、評議員に大垣市、関市、中津川市、羽島市、また、地方財政委員会の委員に瑞穂市が選任されました。

なお、5月25日は、全国の議長ともども皇居豊明殿に参殿し、天皇陛下に拝謁した後、お言葉をいただきましたことをあわせて御報告させていただきます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 以上、報告しました資料は事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

2件目は、本日6月22日、若井千尋君から、発議第5号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書についてを受理しました。

3件目は、本日6月22日、若園五朗君から、発議第6号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書についてを受理いたしました。

4件目は、本日6月22日、西岡一成君から、発議第7号 関西電力株式会社大飯発電所の再稼働の見直しを求める意見書についてを受理いたしました。

5件目は、本日6月22日、広瀬武雄君から、発議第8号 土地財産調査特別委員会設置に関する決議についてを受理いたしました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第41号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第41号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これにつきましては、文教委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教委員長 清水治君。

文教委員長（清水 治君） 議席番号13番 清水治です。

議長より発言の許可をいただきましたので、文教委員会の委員長報告を行います。

ただいま議題となりました1議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

文教委員会は、6月12日午前9時30分から巣南庁舎の3の2会議室で開催をいたしました。全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案第41号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、要点を絞って報告をいたします。

補足説明として、子供の読書活動推進計画を実行するに当たり、関係機関相互が協力連携し理解を深めながらその実効性を高めていくとともに、その進捗状況を確認し、評価しながら推進していくために、瑞穂市子供の読書活動推進会議を設置するものであり、その委員の選任については、推進計画策定委員会の委員を中心に、定められた委員選任基準や定数の範囲の中で、公募制の導入や乳幼児の保護者等、幅広い中から委員を選任することを検討していますとの説明がありました。

質疑では、委員の選任については、推進計画策定委員11人を中心に、その他教育委員会が適当と認める者の中で、公募委員を審議会等の設置に関する要綱で2割以上を目標としていることから3人、さらに保育所の保護者の代表を加えると、定数12人をどう構成するのかとの問いに、推進計画策定委員の中には、行政関係者として3人の課長が委員として参加しておりましたが、事務局としての立場をとるなどによって、公募委員並びに保育所の保護者の代表者の枠を確保したいとの答弁がありました。

また、審議会等の公募制及び充て職により選任された委員のあり方について、いろいろと問題を聞いているが、改めて検討する必要があるのではとの意見に、公募制がより広く市民の声を行政に反映させる上で、ある程度定着してきましたが、御意見いただいたような反省する部分も認識していますので、ある一定のルールを定めるなど、より適切な委員の選任については、公募委員に限らず改めて検討したいとの答弁がありました。

その後、討論では、子供の読書活動推進計画が策定され、引き続き推進会議ができることは大変喜ばしいことで、大いに期待をしておりますとの賛成討論のほか、反対討論はなく、採決の

結果、全会一致で原案どおり可決をいたしました。

以上で、文教委員会の委員長報告を終わります。平成24年6月22日、文教委員会委員長 清水治。

議長（藤橋礼治君） これより議案第41号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第38号もとす広域連合規約の変更についてを議題とします。

これについては、厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生委員長 棚橋敏明君。

厚生委員長（棚橋敏明君） 議席番号7番、厚生委員会の棚橋敏明です。

ただいま議長より報告の許可をいただきましたので、報告いたします。

ただいま議題となりました議案につきまして、会議規則第39条の規定により、厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

厚生委員会は、6月13日午後1時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。委員全員が出席し、執行部からは、副市長を初め所管の部長、課長の出席を求め、議案の補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、要点を絞って報告いたします。

委員会開会の後、議案第38号もとす広域連合規約の変更についての審査を行いました。

補足説明では、平成24年7月9日、外国人登録法の廃止により、外国人住民にも住民基本台帳制度が適用されるため、もとす広域連合の構成市町の負担金の基礎になる人口割の算定基準の一部を変更するものであるとのことでした。

質疑に入りまして、このことにより負担金の額の算定はどうなるのかとの質疑に、負担金の算定は今までと変わりがないとの答弁でした。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

以上で、厚生委員会の委員長報告を終わります。平成24年6月22日、厚生委員会委員長 棚橋敏明です。

議長（藤橋礼治君） これより議案第38号もとす広域連合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございました。

起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号及び日程第5 議案第42号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第40号財産（土地）の使用貸借について及び日程第5、議案第42号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 庄田昭人君。

総務委員長（庄田昭人君） 議席番号5番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、平成24年第2回定例会、総務委員会報告をいたします。

ただいま一括議題となりました2議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、6月15日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

なお、議案第42号の一般会計補正予算については、当委員会所管以外の教育長、教育次長、各部長にも出席を求め、質疑を行いました。

それでは、議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

まず初めに、議案第40号財産（土地）の使用貸借については、西川原自治会公民館が建設されるに当たり、本件土地の無償の使用を認め、西川原自治会との間で土地使用貸借契約を締結したいので、議会の議決を求めるものとの補足説明を受けました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第42号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）についてを審査いたしました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。

執行部より、本案に対して補足説明を受けた後、質疑では、補正予算書の10ページで、土木費の道路橋りょう費で賃金が156万3,000円計上してあるが、人事異動で都市管理課の職員が1名減員となったため、補助職員1名を採用したとの説明があったが、補助職員を採用し、後から補正で予算対応している。これについて、全員協議会や会派説明会でも説明がなかったが、我々は、予算を組んでから、それに沿って進めるというやり方が通常だと考えているが、執行部も、今までもこのように進めてきたから、これが当たり前のことであるとの思いでやっていただくのはいかがなものかとの質疑に、御指摘の件について、当初予算では1名分、197万4,000円計上してあったが、2月末に退職希望者があり、1名欠員が出ることとなった。今回は都市管理課で1名欠員となったが、都市管理課の事務を遂行するためにどうしても必要なため、4月から補助職員を1名採用したという説明が、全員協議会や会派説明会の場で不足していたが、次回からは十分に説明をさせていただきますとの答弁がありました。

そのほかの質疑では、補正予算書の10ページの農林水産業費にジャンボタニシ駆除の予算計上があり、賃金や社会保険料、あと消耗品で大きな額が計上してあるが、これはどのように積算しているのかとの質疑に、消耗品については、ジャンボタニシの駆除は農家の皆さんにお願

いしたいと考えており、駆除するという認識を持っていただくために、市内42の農業改良組合に駆除用のたもを配布したいと考えている。賃金と社会保険料については、8月から11月までの2名分の賃金と社会保険料を計上している。社会保険料については、市でも一括して管理しているが、農林環境税の補助対象となり、その対象経費に含まれるため、農林水産事業費で計上してあるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成24年6月22日、総務委員会委員長 庄田昭人。

〔「済みません、ちょっと数字の訂正を」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） どうぞ、庄田君。

総務委員長（庄田昭人君） ただいま読み上げさせていただきましたが、市内72の農業改良組合と読むべきところを、42と発言を間違えてしまいましたので、訂正をお願いいたします。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） これより議案第40号財産（土地）の使用貸借についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時43分

再開 午前10時01分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第6 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、発議第5号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 議席番号12番、公明党の若井千尋でございます。

ただいま藤橋議長のお許しをいただきましたので、庄田昭人議員、清水治議員に御賛同いただきまして、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書。

1960年代の高度経済成長期から、道路や橋梁、上下水道など、社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは、現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の道路橋の予防保全に向けた有識者会議は、平成20年5月の提言の中で、2015

年には6万橋が橋齢40年超となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と過半数にも上る現状を提示。経年劣化により劣化損傷が多発する危険を指摘しています。今後、首都直下型地震や東海・東南海・南海の3連動地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題と言えます。災害が起こる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は、長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれましては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

一つ、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。

一つ、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。

一つ、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設などの地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

なお、提出先は、野田佳彦内閣総理大臣、枝野幸男経済産業大臣、羽田雄一郎国土交通大臣、小宮山洋子厚生労働大臣、平野博文文部科学大臣。以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

起立全員です。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、発議第6号原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

15番 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 議席番号15番、無所属自民党会派新生クラブ、若園五朗。

原子力発電所再稼働に関する国の慎重な対応を求める意見書について、地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、次のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

提出者、若園五朗。賛成者、星川睦枝議員、小川勝範議員、広瀬時男議員、広瀬武雄議員、清水治議員、棚橋敏明議員、庄田昭人議員、河村孝弘議員、森治久議員、以上、賛成者9名をもって意見書を提出します。

意見書を読み上げます。

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書。

政府は、関西電力大飯発電所3号機、4号機について、ことしの夏の電力不足に陥る可能性があるとの判断から、急遽定めた安全基準により安全性を確認して再稼働することを最終判断とした。

今回の大飯発電所の再稼働に際しては、従来のストレステストのルールに追加する形で短期間に安全基準が策定され、この基準によって安全性を確認できたとされている。しかしながら、今回新たな安全基準は、本来は原子力安全委員会の審議を経て決定すべきところを、政治判断の名のもとに、専門的知識を持ち合わせていない4大臣の会合で決定されており、何の法的根

拠も有していないと言わざるを得ない。そして何より、福島第一原子力発電所事故の実態や原因が究明されていない状況で、このような重要な基準が審議の状況を国民に公表することなく策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものである。

よって、国においては、原子力発電所の再稼働については、福島第一原子力発電所の事故の十分な検証を踏まえるとともに、不安解消に向けた安全基準、安全性及び再稼働の必要性等について、国民の理解を十分得て行うなど万全な対応を、若狭湾地域から50キロから80キロメートル圏内に位置する原発近隣自治体として強く求めるものである。

提出先、衆議院議長 横路孝弘様、参議院議員 平田健二議長、内閣総理大臣 野田佳彦大臣、総務大臣 川端達夫大臣、経済産業大臣 枝野幸男大臣、内閣府特命担当大臣 細野豪志大臣、内閣官房長官 藤村修長官あてに提出します。

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める当意見書を十分審議の上、議員各位の賛同をもって採択されることをお願いします。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず、政治は生きているなあ、そういうふうに思います。

19日の夕方の全協で、私は、最大公約数でまとまるならば、議会として再稼働の問題について瑞穂市議会で意見書を出してどうだと、こういうことをお訴え申し上げましたね。中には、時間がないからもうやめろとかという意見もありましたけれども、それに対して、議長、後ろにおられるので申しわけないんですけども、議長としても、だったら皆さん、御意見をいただいて、どうしましょうかということにかけて、そして、議会全体でまとまるものならば、これだけ重大な問題について審議をする。ところが、議会全体でやろうなんていう声は一つもなかった、否定的な意見はあったけれども。全く賛同はなかった。で、名前を出して申しわけないけれども、小川議運委員長は、西岡一成君が出せばいいと、こういうことを言われた、そのときはね。だから、そのときの自分たちの頭の中をよく整理をしておいていただきたい。

政治はおもしろいというのは、あちらが出したで、こっちから出したろうか、条件反射があるんですよ。前の乳幼児医療費の無料化のときもそうだったんです。我々改革は、基本政策として乳幼児医療費の無料化を中学校まで拡大をすると出したら、もうすぐぱくっと食ったんですね。食って、それを自分たちがやった。それを選挙で訴えればいい。情けない、そんな政治的な浅はかな子供の考えるようなことをやって喜んでおる。それでも、堀市長が誕生して、4月からにさかのぼって無料化をやったと。そういう例は、政治倫理条例の問題もそうですけれども、いろいろあるんだ。

議会というものは、そんな次元で議論をしてはいけないんです。そのことをしっかり踏まえていただきたい。そうでないと、今度の意見書についても、5月8日の県議会の1カ月半前の意見書の中身とほとんど一緒です。一字一句全部見ました。そして、岐阜市議会と岐阜県議会の意見書の中身も一字一句全部調べました、言葉の問題としても。それをやりましたけれども、今回の「原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書」という表題そのものもまるきり一緒ですね。これは、1カ月半前の情勢の中で県議会が出した。もちろん、今日生かされる部分も当然あります。しかしながら、それをそのまま機械的に当てはめると、自分たちの頭で考えていないと、矛盾が起こるんです。どういうことかということ、例えば今この文章の中でも、たくさん時間をとることはいたしませんけれども、下から4行目、本文の中で、「福島第一原子力発電所の事故の十分な検証を踏まえるとともに」と書いておるでしょう。事故の十分な検証を踏まえる前提は何ですか。事故の検証の前提を踏まえる、それは何ですか。それをちょっと質問します。あとは自席からお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） ただいま議席番号3番 西岡議員より質問があった件でございますけれども、十分な検証を踏まえるということは、免震棟の建設、あるいは安全基準等の未解決をすべて再度検証するというところでございます。

西岡議員の、県会議員の原稿はすべてここにあります。この内容と、岐阜市の内容もありますけれども、すべて同じ文じゃございません。これはいろんな、京都、あるいは全国、あるいは近隣市町等の今の状況を踏まえて、全原子力発電所の、現在、全国では54基あります。その中で30年以上のものが19基、今回の福島の第1号機から第6号機は30年以上、そういうことも含めて、今回、大飯発電所を政治判断、あるいは地元のいろいろと市町の意見、福井県知事の意見等を含めて総合的判断で、4月上旬には3号機稼働、第4号機は7月下旬に稼働するということはもう決まっています。今回のこの議案の6号については、全国の54基の原子力発電所、とまっているやつすべてについて、大事なこの原子力発電所の、これ以上事故を起こさないことを十分検討し、かつ各市町にある原子力の再稼働についての地元の合意、そして今までの原因をすべて検証し、そして、近隣である瑞穂市においても、若狭湾からここまで50キロから80

キ口圏内でございますので、十分、今後すべての原子力の基準、あるいは住民の意見を十分反映し、慎重にお願いするというのをこの意見書の中に総括して書いてございますので、よろしくお願ひします。岐阜県議会の意見書と岐阜市の意見書を総写しと言われますけれども、全然内容がそのままコピーではございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 答弁いただいたんですけど、内容はそのままのコピーではない。それはそのままのコピーを、幾ら何でもコピーしてここを出して言うわけにはいかんでしょう。どこをどう手直ししているかということも含めて、全部精査をしております。わかっております。

私が質問をしたのは、十分な、福島第1発電所の事故の検証を踏まえるということが、何が前提ですかと聞いたんですね。何が前提ですか。それを聞いたら、答えは、要するに調査の結果が出ていなければ、結果を踏まえてできないでしょう。調査の結果は出ておるんですか。

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君、どうぞ。

15番（若園五朗君） 安全基準については、国の基準に基づいて行われておるものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） だんだん自己矛盾が出てくるんですよ。国の基準といっても、自分たちの意見書の中だけでどういうことを書いているかということ、今回の新たな安全基準は、本来、原子力安全委員会の審議を経て決定すべきところを、政治判断の名のもとに専門的知識を持ち合わせていない4大臣の会合で決定されており、何の法的根拠も有していないと言っている。何の法的根拠も有していないと自分で言っておいて、国の基準に基づきましたなんていったら、支離滅裂な話。

それはなぜかということ、一番最初に私が前の演壇で申し上げたように、だれかが出したから、それに対して反射的に出すからなんです。だから、そういうことのないように、全協の中でみんな意見を出し合って、最大公約数を求めるための作業をすべきではないかということをおっしゃっている。そうすることが、市民にとっても、2つも意見書が出て、どこがどう違うかもわからんですよ。そんなこと新聞記事で細かいこと出ませんよ。本当に再稼働の問題についてどう考えるかということを議会全体で考えるとするならば、やっぱりそういうふうにするべきじゃないですか。

だから、県議会だって、1カ月半前の、まだ再稼働を決定する前ですけども、自公提案ですよ、自民党と公明党が提案ですよ。それに民主党も乗ったんですよ。共産党も乗ったんですよ。全会一致ですよ。きょうの新生クラブが出された議案は、きょうのきょうまで、始まる直

前まで、話も、新生クラブの方とも休憩中に話しましたけれども、一言もそれは言われなかった。だから、そういう姿勢が問題だと言っているの、そういう姿勢が。そんなことで議会はよくなるしないし、本当に住民の命と権利を守るために議会在小異を残して大同について、みんなでそれぞれ経験を持っているから、それぞれの得意な分野があるから、それを持ち寄って、力を強くしていこうじゃないかというのが、僕は自然なことだというふうに思うんですね。

ですから、今の質問についていえば、その調査結果というのは、今、まさに国会の中で調査をやっているんじゃないですか、聞きますが。これ、後で私の意見書の中でも言いますけれども、どういうことかという、もう17日に最終決定をして、その後、国会の調査委員会というのは最高議決機関ですよ。国権の最高機関なんです、国会は。そこで全会一致で事故調査委員会が設置をされたんです。全会一致ですよ。自民党も共産党も含めて、全会一致でやられた。そして、その調査の最中なんです。社長を呼んだり、いろんな人を呼んで、事故原因を今調査中なんです。ですから、調査を十分踏まえてやるという、やらずに今再稼働に突き進んだ。だからどうするんだ、今の段階で。今の段階で、だからどうするんだということが問われておると思うんですね。だから、逆に自分たちの意見書の中で、先ほど申し上げたように、国の基準です。国の基準と云って、前の基準もあるか、新しくつくって、大丈夫ですといった基準でやっているのか。それで、やっているんだしたら、そのこと自体が問題なわけでしょう。だから、そういう意味では、調査委員会というのは、まだ今調査中じゃないですか。ちょっと質問します。

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 3番 西岡議員の言われた調査について今調査中で、国が今進めているところです。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） だったら、だれが書いたか知らないけれども、現実、現状というものを踏まえてきちっと案文をつくるというふうにしていただかないと、これを見ると、福島第一原子力発電所の事故の十分な検証を踏まえるとともに、今調査中なんですよ。調査中にもかかわらず、17日に再稼働を最終決定をしたという野田首相の政治判断が、今、マスコミでも徹底的にたたかわれているわけですよ。国権の最高機関は何のためにある。自分たちもそれに入って、野田首相の民主党も入ったんですよ、その中に。入ってみんなで決めて、どうぞ調査してください。それを受けてやりましょうという、やっている最中にゴーサイン出しちゃったら、委員長の顔は、顔でつぶれるつぶれないという低次元の問題じゃないですけども、何のためにつくったかということになるんですね。

本当に今の政治状況というのは、筋が通らない、もう多数でむちゃくちゃやっておるんです。

1つぐらい物の筋を通す政治家が国会にも出てこないのかと。私はずうっと末端の議員を何十年とやっていますけれども、上であろうが下であろうが、その姿勢に狂いがあるとはいかんといいふうに思ってやってきております。

ですから、別に、いつも言うように、今、若園議員がたまたま提出されたからそこに言っているだけであって、何も個人的うらみもつらみも全くない。根も何も持っていない。そんな感情は全くない。ただ、我々議会として、よりベターで進めていかないけない中身と方法はどうかあらねばならぬかなあということを、私の今までの経験の中から申し上げさせていただいておるといことなんです。その点だけひとつ十分に置いておいていただきたい。個人的批判は、そんな感情は全然持っていませんからね。

今言ったように、そういう調査中であるのに、それを踏まえてというようなこと自体がおかしい。国民の理解を十分得て行うなどと言っているけれども、今、再稼働でやっておるときに、現実に国民の理解を十分得て行う、行ってやったんですか。国民の理解を十分得て行ったか。今もう再稼働の準備に入っておるんですよ。

そして、19日で一般質問をして、何が起るかわからんと言ったら、もうその夜に水漏れ事故を起こして、十何時間、マスコミに報道していなかった。で、関西電力の後からの記者会見を見ていると、法令の範囲内だからやらんでもよかった。全く危機管理意識がないじゃないですか。ちょっとした変化が重大事故になるかもわからんということが、福島教訓でなきやいかんじゃないですか。それが平然としてそういうことをマイクの前で語る、そういう感覚が問題なんです。全然改まっていない、はっきり言ってね。ですから、そういうことだからこそ余計に、我々の意見書というのはチェックとして物すごく大事になっていくんです。

先ほど全国の原発の年数がどれぐらいたっておるかというようなことも、恐らく個人的には勉強されて、踏まえられておると思います。そういうことは敬意を表するんですよ。けれども、意見書としてこういう形になったときに、先ほど来私が申し上げたこととあわせて、今の国民の理解を十分得て行う、本当に行ったんですか。もうこれ以上質問しませんからね。ちょっと問題点だけ言っただけですから。そこをちょっと答えてください。

国民の理解を十分得て行うなど万全な対応をと書いているけれども、現実にもう今、大飯原発は具体的に運転の準備に入り、その過程で水漏れが起こったりした。これから7月に本格稼働になっていくわけですがけれども、この意見書の中では、国民の理解を十分得て行うなどとなっていますけど、これ自体がどうなんですかということ聞いたの。これを具体的にどうやって、いつ、どこで、どうやって、国、今までもやってきたんですよ。再稼働に入っていますけど。

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 3番 西岡議員の、意見書の中の下から3行目の国民的理解を十分得

て行うなど万全な対応ということでございますけれども、大飯再稼働についての住民の賛成者は38%、反対者は24%ということで、ところが、夏場限定に動かしてほしいということが6%という国民の調査で、国民には根強い慎重論がございますので、ましてや、先ほど西岡議員が言われたように、調査委員会も今調査中であり、4大臣の再稼働の再確認の中で、最高責任者である野田大臣が決めていることに対して、政府と市民、そして現場の者の調査の結果がすべて理解されていないことで、すべて、十分総合的に判断し、国民の理解を得て十分行うことはしっかりやってほしいということで、万全な対応をという解釈です。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） いずれにいたしましても、全国の津々浦々の議会で原発問題に対する関心が高まり、本当にこれからのエネルギーはどうあるべきかということについての具体的な議論が始まること自体が私は大事だというふうに思っていますので、今こういう質問をさせていただきましたが、別にいじめるとか、全然そういう気持ちはありませんので、こういうことを通じて広がっていけばいいなど。

それで、思うのは、やはり堀市長の脱原発という毅然としたその姿勢というものは、やはりこの瑞穂市議会の中にも空気が反映をしているだろうと思うんです。それは、全県下の自治体の皆さんの中にもひたひたと流れていくというふうに思いますので、全然、執行部に対する答弁をする場ではございませんけれども、ぜひ頑張ってくださいたいし、新生クラブの皆さんともども、私も原子力の素人ですので、難しいことはわかりません。ですから、わかっている方があればまた勉強会等でぜひ教えていただいて、真摯に勉強する姿勢は持っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 一応私のほうは、反対がなかったもので、あくまでも。

それでは賛成討論を行います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 会派改革の議席番号2番 くまがいさちこです。

私は賛成の立場で討論をいたします。

ただいまの西岡議員の質疑の中の議論は大変お見事なもので、敬意と賛成の意をまず表します。

私なりに3点、今のおっしゃったことをまとめました。

この発議第6号の意見書の中のまず1点、西岡議員がおっしゃったことは、意見書内容に関する鋭い御指摘がございました。事故の調査検証に関する、まだそれが出ていないとか。それから第2点として、県議会、岐阜市議会の意見書が取りまとめられた経緯ですね。県議会では、自民党、公明党の発議で全員が賛成している。市議会は共産党の発議ですか、全会一致であると。お見事ですね。そして3点目は、瑞穂市議会の中であくまで主導権をとりたい、これにもうずっと終始なさっている新生クラブ多数派に対してのお怒り、御叱責というようなものでございました。本当にお見事な指摘だと思います。

私が小さいときに、母が、大変母は上品な人でしたけど、あるときに、けつの穴の小さい男だねえと、よその男の人のことを言っていました。子供ですから聞き流していましたが、私は議会に出てきてから、あの母の言葉を本当に、ああ、こういうことかと、けつの穴の小さい男たちの標本といいますが、本当に見せていただきました。

やっぱり最後に西岡議員がおっしゃったように、大同小異でやろうよと、19日ですね、呼びかけられたんだと思います。で、私は……、よろしいですか。私語はやめてください。

ですから、私が賛成討論、今の質疑の中での議論、論拠が大変お見事だと思っているにもかかわらず賛成しますのは、一応意見書としてはこれカウントされますよね、何通出てきたと。そういう観点から、文字どおり大同小異を捨てて、賛成いたします。ぜひこの後出てくる私たちが出したのにも、大同小異で御賛成ください。新生クラブの皆様、あとその他の皆様にもお願いをしつつ、別に取りじゃないんですよ。今理由を言いましたね、ちゃんと。賛成したい理由。西岡議員の御意見にも賛成ですが、そういう理由で賛成いたします。この後も賛成、よろしく申し上げます。失礼します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川君。

17番（小川勝範君） 休憩動議を求めます。

議長（藤橋礼治君） それでは、暫時休憩をとります。

休憩 午前10時44分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を始めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 議席番号17番。

先ほどの休憩動議の説明をいたします。

先ほどくまがいさちこ君が賛成討論の中で不適切な発言をされましたので、議長に申し出します。厳重に注意をしていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今、小川君のその件について、事務局のほうから説明をいたしますので、事務局長、説明してください。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、ただいまのことにつきまして、簡単に説明させていただきます。

先ほどのくまがい議員の発言の中で、地方自治法第132条品位の保持という項目で、ちょっと不適切な発言があったということでございました。それで動議を寄せられたというふうに聞きました。

内容につきましては、後でまた削除を求めますけれども、「けつの穴の小さい」という発言がちょっと不適切な発言というところで、議員の無礼の言葉ということに該当するんじゃないかということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 堀君に申し上げます。挙手をしてから発言してください。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） 今の言葉の前後、一つにあるわけじゃない。それに対しての言葉じり、一言だけ取り出すなんていう言い方でなくして、全体を見て判断して、それからどうこうというような、それはおかしい。一緒やあらへん。全文というか、その全体を見てやらな。そうでしょう。一言だけ取り出して云々というのはおかしい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 私は、藤橋議長に注意をしていただきたいと思いますという申し出をしておりますので、議長からくまがいさちこ君に注意をしていただいて、くまがいさちこ君が、要はわびを述べるということをひとつ議長にお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君に申し上げます。今お聞きのとおり、小川勝範君からは、くまがいさちこ君におわびをしていただきたいと思いますという、そういった小川君の言葉でござい

ますので、その点、くまがい君のほうから発言をしてください。おわびをしてください。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） まず、張本人のくまがい君のほうから……。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） これは、やはり小川君からの申し出でございますので、くまがい君のほうからお願いしたいと思います。

〔「議事運営について発言」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） そのことからくまがい君が自分で発言をしていただくとよろしいんです。

〔「議事運営に対する発言を求める、それは認められないです。事務局、認められないでしょう。議事運営に関する発言は認められませんか、議事進行中における議事運営に対する発言は、認められなかったら認められないと、法的根拠を言ってください」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 事務局とも相談をしましたが、まずもって小川君のほうは、くまがい君のほうからおわびをしてくれと、こういうふうでございますので、一つ一つ解決しますので、くまがい君のほうから……。

〔「議事運営に対する発言を求めている。事務局に、だって、法的根拠を議長に言っといてね。法的根拠の事例で、こういうところの何ページにあるからということで、それで納得できればいいが、今わからんから聞いているのね」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、事務局長のほうから説明をいたします。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、簡単に御説明をさせていただきます。

現在、動議として小川議員さんのほうから出ております。それにつきまして、議長のほうとしましては、地方自治法の129条について、その秩序等を、今、訂正を求めるということで、議長はこれを制止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときはどうのこうのというのが第1項でございます。それで、一つ一つ動議を済ませ、その後、その議会運営についての発言ということで、一つずつ整理をさせていただきたいと思います。

〔「根拠は」の声あり〕

議会事務局長（田宮康弘君） 地方自治法129条。

〔「小川議員の動議を受けた議長の議事運営に対する発言、これはできない。それ終わっちゃったら、もう発言の意味なくなっちゃう」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君からは、くまがいさちこ君からのおわびをしてくれと、こういった小川君の要望でございますので、それに私はくまがい君のほう……。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、この件につきまして、ここではなかなかとできませんので、暫時休憩をとります。

休憩 午前11時14分

再開 午後0時12分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの件につきましては、局長のほうから説明をいたします。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、説明をさせていただきます。

先ほど、くまがい議員の意見書に対する賛成討論の中で、母の言葉の引用ということで、「 の穴が小さい」という発言がございました。それを不適切で不快な発言であるということで、小川議員さんのほうから、訂正を求める動議が出ております。というのが現状でございます。

また、その動議につきましては、会派全体を指すのではないかという御意見をいただいております。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） それでは、くまがいさちこ君の発言を許します。

2番（くまがいさちこ君） 失礼いたします。議席番号2番、会派改革のくまがいさちこです。時間が延びまして申しわけございません。

私の発言について、私の考え方を3点申し述べます。

まず1点、地方自治法129か132か、ちょっと判然としませんが、に品位の保持というのがあるそうで、この言葉が品位のない言葉かから申し上げます。

これは、調べていただくとわかりますが、慣用句辞典に載っております。私は比喻かと思いましたが、慣用句辞典のほうです。英語にもございます。英語ではnarrow-minded、幅が狭い、小さいという意味だそうです。同じような言葉が類語辞典でも出てきまして、腹が据わらない、実に情けない、肝っ玉が小さい、こせこせした、ちまちました。名詞の類語辞典では、了見、小さいという意味ですね。二流である、けちくさい、憶病、肝っ玉、度量、意気地がないと、こういう言葉が出てまいります。

私が今言った類語を使ったならば、問題はなかったのでしょうか。

これは、ネットを今ささっと調べましたが、何でこういう表現になったかといったら、ネットの中にはしゃれの表現であると、すばらしい説明もございました。 の穴が小さいと出すものが小さいことから、けち、お金の出し方が少ないという意味だそうですね。日本語のしゃれの表現の一つであると書いてあります。

反対語があるんですね。 の穴が大きい、初めて知りました。これは、悪い意味としてはずうずうしいという意味があるそうですが、いい意味としては度量が大きいという意味があるんだそうです。初めて知りました。

まず、今1点述べましたが、私が使った言葉は、断じて品のない言葉ではございません。立派な日本語です。日本語って本当にすばらしいんです。私は、申しわけありません、力を入れ

てしゃべっちゃいますけど、子供のときから本は夕方暗くなっても読んでいて、それで目が非常に近眼になりましたけど、高校のときに古典の源氏物語を読んで、日本文学科へ行くことにしました。文学というものには私なりのこだわりがあって、卒業してからも、国語の教師になり、仕事をやめてからも子供たちに本を読んであげ、自分でも本当に本とはずうっと離れないで来ましたので、言葉に対しては私は非常なこだわりと考え方がございます。これは、今、ネットで調べても、全く品位のない言葉なんていうのは一つも出てきません。これが1つ目です。

2つ目に、言葉というのは、そもそも文脈の中でとらえるべきです。これを今、OECDが言っているわけですね。日本も、言葉だけじゃないですよ。数学でも理科でも社会でも、この一部だけで、単語1個だけで考えないんです。文脈の中で考えられる応用力、ちゃんと聞いてくださいね、思考力を養う、これをリテラシーといいます。OECDの世界の学力テストでは、何度もここで申し上げていますが、よろしいですか、日本の教育はこれが非常に低くなっていて、OECDを中心とした先進国では、もうこれに急速に切りかえているわけですね。で、日本の文科省も慌ててB問題としてこういう問題をつくった。つまり、今まではA問題で、単語を幾つ知っていればいいのか、そういう教育をやってきたわけです。

もう一回申し上げますが、すべての、言葉だけじゃないんですけど、文脈の中でとらえるべきものだと。これを思考力、リテラシー、応用力といいます。

で、私がどういう文脈で述べましたかということ、母が私の小さいときに、小学校だったと思いますが、そういう言葉を言ったわけです。それが私は今になってわかったと申し上げたんです。実に数えてみたら50年ですね。私は50年間、この意味の言葉が私の心にすんと落ちてわかるということはなかったんです。体験としてこの言葉を体験してこなかったんです、私。でも、今度、体験としてこの言葉が私の腹の底にすともう落ちているんです。そのことを申し上げたんです。文脈の中で申し上げたんです。リテラシー、思考力、これを持っていただきたい。

3点目、申し上げます。私は一般質問で申し上げましたが、規則とかルールとか、目に見えることだけやっていると、形しか見えない人間になることが一番恐ろしいことだと申し上げました。これがまさにそうではございませんか。その言葉をそのとおりとって、どういうことを想像しているのでしょうか。言葉の意味は考えないのでしょうか。こういうことを申し上げているんです。

やっぱり私たちは、言葉、日本語はすばらしい表現がいっぱいあるんです。今は品位のない言葉が問題になっていますが、差別用語というのもございますね。NHKが作りしました。これは全部ネットに出ています。これにひっかかったのが、6年か7年か前の堀市長でいらっしゃいました。つんぼ棧敷、めくら判という言葉で懲罰動議にかけられて、謝りましたね、あのときは。あれと同じようなもんです。ただし、つんぼ棧敷やめくら判は、一応NHKでは使っ

ちゃいけない言葉になっていますが、私の言葉はどこでもひっかかるような言葉ではございません。日本語の豊かな表現、これを言葉狩りするのはやめてください。言葉どおりにしか受け取らない方は、ここで学んでください。日本語のすばらしさと、文脈の中でとらえるということと、形だけで物をとらえない、中の意味をちゃんと考えると、そして受け取ると。

以上、3点申し上げました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 私は、議長に申し上げたのは、くまがいさちこ君が大変悪かったというふうに弁明をしていただけると私は思っておりました。

ここで議長に申し出します。くまがいさちこ君は反省の意向がございませんので、懲罰委員会の設置を求めます。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、暫時休憩します。

休憩 午後0時23分

再開 午後3時11分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま小川勝範君ほか9人から、地方自治法第135条第2項の規定よって、発議第9号議員 くまがいさちこ君に対する懲罰動議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、追加日程第1とし、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第9号について（趣旨説明・質疑・委員会付託）

議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、発議第9号議員 くまがいさちこ君に対する懲罰動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、くまがいさちこ君の退場を求めます。

〔2番 くまがいさちこ君 退場〕

議長（藤橋礼治君） 提出者の説明を求めます。

17番 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 議席番号17番 小川勝範でございます。

ただいま藤橋議長に許可をいただきましたので、発議第9号について説明をさせていただきます。

ます。

瑞穂市議会議長 藤橋礼治様。瑞穂市議会議員 小川勝範、星川議員、広瀬時男議員、若園議員、棚橋議員、森議員、庄田議員、清水議員、広瀬武雄議員、河村議員、以上10名の賛同をいただきましたので、次の内容等について説明をさせていただきます。

議員 くまがいさちこ君に対する懲罰動議。

次の理由により、議員 くまがいさちこ君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び瑞穂市議会会議規則第154条第1項の規定により動議を提出いたします。

理由について説明をいたします。

理由。議員 くまがいさちこ君は、6月22日の本会議において、発議第6号原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書についての賛成討論を行った。その発言中に、「けつの穴が小さい」との発言をした。

この発言で、議案提出者及び賛成者は侮辱を受けた。また、このことは議会の品位を汚すとともに、議員の職分にかんがみ、まことに残念であります。

以上、皆さん方の賛同をよろしく願います。

議長（藤橋礼治君） これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 後でまた討論と関連しますけれども、改革の西岡でございます。

まず、提案者並びに賛成者、発議者のほかの皆さんも、この言葉に対して、まず一つは品位の点についてどういう議論をなされたのか。次に、懲罰委員会設置の前提条件として、係る言葉が懲罰事犯に該当する程度の言葉かどうなのか、このことについてのチェックはどうか。そして3点目には、懲罰という方法以外に選び得る手段、方法は議論はされたのかどうか、この点についてお聞きをさせていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 西岡一成さんの質問にお答えします。

この提出者10名が、皆さん方同じような発言をされまして、私もその代表として提出をさせていただいております。そして、この内容等について、我々新生クラブとしても大変侮辱を受けておるという内容でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ちょっと余りよく、この言葉と議案提出者及び賛成者が侮辱を受けたと

いうところの因果関係が、具体的に、どこのどういう状態で、この言葉を使うことによって、どこでどういうふうにしてこの侮辱につながったのか、そこら辺がよくわからない。2つの言葉が一緒にとんと出てきているんだけど、つながりがよくわからない。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 質問の意味がわかりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ここにけつの穴が小さいという言葉だけ書かれていますけれども、この言葉を言うためには、具体的な事実の指摘があったと思うんですよ。私はその言葉自体は今記憶にもありませんから、正確なことは言えませんけれども、逆に、懲罰動議をかける側は、そのことを十分承知の上で提案をされているわけですから、お聞きをしたんです。具体的にいろんなことを言われたと思う。そういう中で、それとけつの穴が小さいということと結びつけられて、そして、それが自分たちに対して侮辱に受けとめたというふうにつながったんじゃないかと思うんですね。だから、その具体的なことは、くまがい議員はどういうふうに言ったんですか。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） くまがいさちこ君の先ほど発言された内容等について、不適切な発言だと思って、私は休憩動議をかけましたので、それ以上言いません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） それこそ全然わかりませんね。

くまがいさちこ君の不適切な発言の内容が、けつの穴が小さいという言葉を導いた具体的事実との関係でどうなんだということを聞いておる。そうでないとつながらない。ただ懲罰動議にかければいいわけじゃないでしょう。そういう言葉を使うためには、これこれの具体的事実がある、だからといってこの言葉につながったんじゃないんですか。だから、自分たちにとっても非常に侮辱になったというところを具体的に言ってもらえば、ああ、そういうことがあって、そうだったんだなということが理解できるかわからない。それを、最初から相手をやっつけようという気持ちで、とにかくやってやれというつもりだったら、そんなこと関係なしに、まずとにかくその言葉をとらえて懲罰動議にかけるといことになると思うもんですから、それはだれに対しても、どの人に対しても、そういう大ざっぱなことではいけない。適正な、まさしく適正な手続をやる。日本は適正な手続をやる。あの人、好きとか嫌いとか、関係ないということを私は申し上げたい。それをお聞きしている。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 再度答弁をいたします。

先ほどくまがいさちこ君が、発言中にけつの穴が小さいという発言をされましたので、先ほども言いましたように、私は議長に休憩動議を求め、そこでくまがいさちこ君に反省を求めたんですが、反省の意向がなく、こういう動議をかけさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 何遍も言っても同じですから言いませんけれども、やはり具体的な懲罰を求めるといことになりますと、その懲罰の根拠というものを具体的に指摘をしながら、そして、そのことと、要するにけつの穴が小さいという言葉結びつけて、したがって、結果的に自分たちに対してそういう侮辱を与えたということをもう少し具体的に言っていないかと、とにかく不適切な発言をしたから懲罰動議だということでもいいのか。なぜならば、これからはまた懲罰動議だどうのこうのということが起こったときに、懲罰にまでかけるという具体的事案はどの程度のもなのか、それを諮る上で一つの先例になっちゃうんですね。ですから、そういうことを申し上げたわけでありまして。あとは余り、もうそれ以上は、同じことですから繰り返しません。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 9番 山田でございます。

この提出者、小川議員は、くまがいさちこさんの言動に対しての懲罰動議に値するかしないかということが特に問われるわけでございますけれども、緊急動議に値するといって提案されておるわけですが、それに対して、その中身を見てみますと、けつの穴が小さいという言葉に気がしておると、侮辱を受けたということをおっしゃっておりますが、これについて、いわゆる言葉を使われた方、賛成意見の中で出した言葉が、それが動議に値するかということで、どういう意味で出したんだと。

くまがい議員さんが言われるのには、それに対しての延々とその理由、中身を聞いて、言われたわけですよ。だから、言われた内容であれば、私は、動議に値するどころか、動議を出すこと自体が軽率だと思っておるんですね。だから、こんなことで動議を出したら、今まで何遍でも動議を出してもらわなあかん。どえらい動議出さなあかんことやわ。その提案者、小川議員の今までの言動に対して、動議ばかり出しておるんや、今まで。

やっぱり提案されている方は、動議についての認識が低いのではないかなと。自分のことはあくまで通してしまうと。それも、多数決で通してしまうと。少数意見はとってまで押さえ込んでしまうと。

いわゆる過日の中学校の非行の問題、みんな逮捕して、警察の手にゆだねると。これが問題って、私言っているでしょう。力で押さえてしまう。この問題においても、もともと気にした部分があるから、だんだんと、社会がそのように解決してくれないから、孤独感からそういうことになるんです。実際は、その個人でいえばいい人なんです。だから、今回も市民の代表として議員で出られた皆さんが、多数決で押さえ込んでしまうと。その提案者に対して、いわゆる懲罰動議に値するかしないか、中身についてどういう意味でけつ穴が小さいんやと言った、延々と皆さんがおわかりになるように、提出内容についての中身、言葉の中身について言われたわけでしょう。言われたで気に入らんで、謝らへんで気に入らんで、だから懲罰動議かけてやるんや、しょうがない。懲罰委員会つくってやるのやと。それで、賛成多数で通すのやというようなことをやろうとしているんですよ。

先ほど、議会運営委員会で、この取り扱いについていろいろ議論を交わしましたがけれども、私はこの問題について議会運営委員会で、賛成多数でやったらあくまでも許さんよと、弱い者いじめするを数の力でやるんかと。数の力でやっていいことと悪いことがあるで。こんなことを数の力ばかりやったら、提案者の小川議員に対して、今まで懲罰動議を何遍でもかけますよ。こんなことを前例でつくったら、何遍でもかけるで。だから、こんなことをかけるべきことやないから、だから、両方の意見、見解の相違なんです。両方の意見を聞いたから、さらっと流していかないかの。流さずにとことんまでやっていくんやったら、小川議員に対しても懲罰委員会かけなあかんよと、議会運営委員会で言いましたよ。それで初めて五分五分の力関係になるんですよ。

五分五分の力関係を、透明性の高い決着をつけるためには、議長もいるわけでしょう。だから、基本的には、議長は会派に入っておっても、議長を受けた限りは会派離脱をなさないと。国でもやっているでしょう。国会議員でもみんな、議長になる人は会派離脱しておるでしょう。そのために、中立公平に議長は計らわなあかんと。会派の中におったら、どうしてもそっちへ偏見的に仕切るんですね。だから、うちの議長は賢明な方で、会派に入っておたって何もそっちのほうに偏らせる人やないで、私は安心しておりますけれども。ただ、今回のそれについては全然納得できませんので、この問題がきちっと的確に答弁して、賛成多数で議決することであれば、少なくとも公平性を保つために、提案者の小川議員に対する懲罰委員会をつくってください。片方を責めるんやったら、提案される方に資質的な問題があると。問題があれば、私はしっかり言いますから。これから小川議員に対する懲罰委員会をつくっていただいたら、私、堂々とやりますから。幾つでもやるで。

だから、この問題が解決しなければ、瑞穂市は明るいまちづくり、瑞穂市の市民憲章ができておるような言葉にならん。言葉は調子のいい言葉を使っておるけれども、中身は何やね。議員さんは、満点の人は一人もおらへんのだわ。欠点だらけなんだよ。ところが、自分のことを

棚に上げて、みんな人の欠点ばかり、どやんちゃばかり言っておるんやないの。悪口は人に言わずに、自分の悪口を言って、欠点だらけのことを言って、人は欠点を見つけても、いいところはあるんだから、いいところを強調して皆さんに公表するの。市民の代弁者である限りは、そのために議員がいるんでしょう。いいことは言わずに、悪いところばかりとらえて、揚げ足をとってやるんじゃないですか。それは絶対納得できません。だから、その点について、提出者の小川議員さんは、自分は満点やと思っておられるかどうか、お尋ねします。まずお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 私の点数は、私では言いません。以上。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 今、提出者の小川議員さんが何を言われているかわかりませんが、私のことは私にわからんと。わからんということがおかしいじゃありませんか。皆さん、常識があるでしょう。ということは、私は、自分が、ああ、この人は僕を嫌っておるなと思えば、自分が嫌っておるから相手も嫌っておるんですよ。自分は、この人は物すごいいい人やと思っておったら、相手もいい人なんですよ。自分が、この人はもうと思ったら、相手もちゃんと思っておる。以心伝心というものがわかりでしょう。そのぐらいの見識は普通の方でも持ってみえるので、少なくとも議員の賢明な、市民の代弁者としてなられる人なら、常識論でわかるじゃありませんか。その辺について、しっかり答えさせてください。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 山田議員の質問はわかりませんので、答弁できません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 議長、私の言っておることがわからんと。わからん人がよう提案者になっておるね、あんた。私の言っておることがわからんと。私は提案者に対してわからんですよ。こういうことを言われりゃあ、私は提案の中身がわかりません。わからん内容をよく自信を持って提案理由をのうのうと説明されておる。これが瑞穂市の市会議員。情けないから、私はしっかり、提案も責任を持って提案されておるわけだから、提案の中で自分のことは自分でわかるはずなんだから、自分は満点やと思っておられるかどうか聞いておるんですよ。答弁させてください。それがわからんと言われるなら、提案することが間違っておる。聞いてください。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 質問の筋が全然違いますので、私が私の点数をなぜ山田議員に言うんですか。山田議員が幾ら質問されても、私は言う権利はございませんので、そして、この発議

第9号に対しての質問でございますので、私個人の質問では御遠慮いただきたいと思ます。
以上。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 自分のことに対しては、提案者の資質的な問題については答えられないと。私は、くまがい議員の言動に対して懲罰動議に値するから出しておるんであって、私のことをとやかく答える必要はないと言っておられるんですね。

ところが、僕は百歩譲っても、小川議員さんが動議として出されたんですね。ところが、それに対して、けつ穴が小さいと言ったことについての、釈明とか弁明じゃないですよ、意味等、自分の思い等も踏まえて、正々堂々とくまがい議員は答弁されたじゃありませんか。それは皆さん、よく中身を見てみると、提案者と答弁者と、いわゆる両方見解の相違だということは皆さん知ってみえるわけでしょう。だから、その辺でおくことなんですよ。懲罰委員会までかけてやるということならば、提案者についても資質的な問題があるから、こちらの問題も、五分の力で懲罰委員会をつくってもらわなあかんということを言っておるんですよ。それに対して、私のことを言われても仕方がないと。相手だけ責めて、自分のことは棚上げですか。だから、賛成者やない、提案者に対して今質疑しておるわけだから、きちんと答えてください。答えられなんだら、却下してください。この提案に対して却下してもらわん限りは、賛否とってもらってはあかん。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 私は、答弁するつもりは一切ございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 提案だけしておいて、一切答弁する必要はないと。相手は、個人でも名誉毀損で訴えられることですよ。個人やないでしょう。この前4月に統一地方選挙があって、めでたくくまがい議員も得票あったから当選されておるわけだから、公人としての資質的な問題を問われておるわけですから、これに対して答弁する必要はない、相手を傷つけておいても答弁する必要はないと、そんな言い方すること自体が懲罰委員会にかけなあかん。懲罰動議かけて、懲罰委員会かけなあかんよ。

議長、仕切ってください。きちっと答弁させてください。答弁する必要がないというなら、初めからこんな動議出したらあかん。こんな能力ない人に。出した限りは責任持って答弁せなあかん。よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 再三述べます。私は、個人的な問題を山田議員に答弁するつもりは一

切ございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 個人的なことについては答弁する必要はないと。この本会議場で動議をかけるということは、くまがい議員さんも個人のくまがいさちこさんだけやないですよ。公人で使命を果たそうと思ってみえるから出ているんですよ、選挙で選ばれたから。だから、提出者の小川議員もそうなんです。だから、個人的な問題だから、要らんこと言う必要ない、答弁せん。僕は個人として見ておるわけじゃないですよ。小川議員、公人として動議を出されておるわけだから、それに対して、僕の質問に対して答える義務があるんですよ。意味わかりますか、議長。

議長は、いつも言っておるでしょう。国でも言っておるじゃないですか。会派に属していても、議長を受けた限りは、会派を離脱して、無所属で議長をやりなさいと。議長をやめたときは、何々会派へ、自民党なら自民党、民主党なら民主党へ入ってもいいけれども、議長をやっている間は無所属でやりなさいと。中立公平を保つためにやっておるんですよ。だから、中立公平に土俵を仕切っていただきたいと。個人的な問題で要らん答弁する必要はないと。個人でやっておるんじゃないですよ、これは。本会議場でやっておるんだから。だから答えさせてください。

議長（藤橋礼治君） 今、山田議員から、私の議長の件も言われましたが、私ども正・副議長におきましては、そういった気持ちは一切ございませんので、会派に入っておるでどうのこの、そんな藤橋礼治ではございません。はっきり申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） これは常識論を言っているわけですよ。何も藤橋議長が会派を離脱しないから不平等でやっていると、私は指摘しておるわけやない。不平等でやっているとわれがちになるので、社会の常識からいって、議長、副議長を受けたからには、会派を離脱してやるのが常識なんですと、それを関連で申し上げただけであって、本来の質問は、小川議員が動議を出されておるわけやから、それに対して、自分にしっかり質問に対して答えてもらわなあかんということを言っておるの。

答える必要はないと。答える必要がないなら打ち切りやと。そんなこと言ったら、この前教育長が言ったでしょう、中学校の非行の問題。そんなもの手に負えんで、警察の世話になったんやと。逮捕されておるんやと。社会人になっておりゃあ別ですよ。義務教育の間は保護者は保護義務があるし、義務教育というのはどういう意味で義務教育と言っておるのや。それと一緒に、その原因があるんですよ。だから、くまがい議員がけつ穴が小さいということに対し

て釈明されりゃあ別ですよ。だけど、こういう意味で言ったんだと言っておられるんやで、それに対して提案者は、気に入らんで、謝らんで、懲罰委員会をつくるんやと。それも多数決でやっちゃうんだと。これがいじめなんですよ、はっきり言ったら。簡単に言えば。だから、こういう姿勢である以上、瑞穂市はよくなりません。よくならんから、この答えをしっかりと出してもらわなあかんということを言っているの。だから、議長は中立公平に、この答えが出るまでは採決をとっていただいたらいかんのですよ。だから、答えさせてください。

議長（藤橋礼治君） 小川議員、今、山田隆義議員の質疑でございますが、答弁として、もう少し山田君にわかるように答弁してください。

小川勝範君。

17番（小川勝範君） くまがいさちこ君が、公人として瑞穂市の議員として選出されておられます。そして、こういう公式の場でああいう発言をされたということについて、私は動議を議長に申し出をさせていただいた、そういう関係でございます。以上。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 提出者は、けつの穴が小さいということを賛成討論の中でくまがい議員が言うたと。だから、著しく名誉を傷つけたと。だから、それで提案したんだと言っておられるんですね。だから、それはそれとして提案されたんだから、それに対してくまがい議員は、私は、けつの穴が小さいと言ったのは、こういう意味で、こういうことを言ったんだと、何も謝ったり謝罪する内容ではないと。そんなことを懲罰動議かけるんだったら、過去に自分の言ったことはどのぐらい懲罰動議をかけなあかんことがあるやらわからん。それが、聞くとさいが、自分の欠点は言わずに、人の欠点ばかり言っておる人が、わしは知らんと。そんな個人のことを言う必要ないと言われる。そんなこと、常識論として、責任を持ってん人が動議を出したからって、それを受理することが間違っておる。人を傷つけるだけ傷つけておいて、自分は知らんと逃げてしまう。それだけ人のことで動議を出して、本会議場で言ったからには、責任を持ちなさいよ。責任を持って答弁させなさい。それが見切り発車で、僕は賢明な議長やで、中立公平にやられる議長やで、それは答弁に値していないんですよ。僕の質問に対して的確に答えていないことは知ってみえるはずやで。すれ違いやで。だから、提案した以上は責任を持って答弁させなさい。以上です。

議長（藤橋礼治君） 今、小川議員におかれましては、それだけの答弁をしたと、こんなふうには私は判断はしました。それ以上の……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 小川議員さんは何の答弁したのや。私の質問に対して何も、これ以上個

人の、私の答弁する必要はないと言っておるの。私は質問しておるんですよ。提案者に対して質問しておるにもかかわらず、質問したら、どこから質問されても答えないかんでしょう。だから、答弁する必要はないと言っておる。そんなことで、議長、採決したら大変ですよ。これひとえに弱者いじめになるんですよ。皆さん、よく聞いておいてくださいよ。

だから、多数決の原理というものは、最終的には多数決になるけれども、初めからとことんまでやって初めて多数決になるならやむを得んけれども、何や2時間や3時間、あの人の人権にかかわることを2時間や3時間で、さあ仕切ってしまうて、ある程度かみ合っておりゃあ別やよ。かみ合いもせずに採決やと。本当は明らかに提案者のほうへ味方しているやり方はだめなんですよ。だから、あくまでも中立公平に議長はなって、両方をてんびんにかけて、尽くしているならいいけれども、本人は退席になっておるわけやね、本人のことやで。だけど、納得していないでしょう、本人。僕も全然納得していないんだから。本人が中へ入って、この話、絶対外で聞いてござると思うけど、納得できるはずがないの。本人は本人の信念に基づいて自分の思いを言ってみえるんや。それは絶対に両方中立公平の土俵を議長は仕切ってもらわなあかんのやで。だから、この問題は賛否とるべき問題やないよ。賛否とるんだったら、議論をとことんまで、僕も曲がりなりにも納得すればやむを得んけれども、納得は全然していないんだから。何も答弁する必要はないと、僕が幾ら聞いても答弁する必要はないと言っておるんだから。そんなものは自信持って答弁してくださいよ。どうですか、議長。

議長（藤橋礼治君） 私がこの場で何回も言いますと、山田君にはあれですが、私はそういった気持ちを持って議長を務めてはおりません。

最後に、小川勝範君に申し上げますが、もう少し山田君にわかるように答弁をしていただきます。

小川勝範君。

17番（小川勝範君） 再三申し上げます。9号についての質問なら答弁はさせていただきます。山田議員の質問については、私個人的な質問でございます。私が満点とか、100点とか、それに対してどうして私が答えるんですか。以上。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 今、提出者の小川議員が、私は個人のことには答える必要はないと。個人の問題で僕は質問しておるわけじゃないですよ。9号の問題だけで答弁を求める。9号が出てくるということは、その前にあるんでしょう。あるから納得できないから9号を出してきたわけや。その前の議案のときに、提案者に対して本人は、延々と私の思いを言われたわけですよ。だから、かみ合っていないから、また9号を出してみえたわけでしょう。起因しておるわけ、9号が初めて出てきたわけやないんや。初めて出てきたんなら、私はとやかくここまで言いま

せんけど、9号が出る前の議案の原本があるわけでしょう。だから、原本を出されることについての問題を提起しておるわけですよ。それに対して、ああ、悪かったと、これは言い過ぎたと言われるなら別やけど、全然言われておらんやないか。だから、かみ合っていないということは、それだけの理由があるわけでしょう。だから、提出者の資質的な問題もあるわけですよ。あるからかみ合わんの。だから、片方だけ外へほうり出しておいて、賛成多数で通してしまつた。これをひとえに弱い者いじめやと言うの、いわゆる。

だから、この前教育長がおっしゃったように、中学校の問題も、これは大人と子供の違いが知らんけれども、これが瑞穂市の空気なんですよ。だから、これを決着つけん限りはだめですよ。

だから、これを取り上げるならば、提出者の小川議員にも私は懲罰委員会をつくってもらいたい。私はそこでしっかりやるで。ここでやらなかったらそこでやる。それをつくらんというなら、片手落ちじゃありませんか。やりっ放し、言いつ放しで、賛成で通してしまつたと。そして、弱い者いじめしてどんどんやつてしまつたと。これはだめです。こんな仕切り方をする議長じゃないということはわかっていますので、しっかり仕切ってください。

議長（藤橋礼治君） 私はもう少し御理解をいただけると、こんなふうにしておりましたが、今、山田君のお話を聞いておりますと、やられたらやつて返すという、そういった言葉が今出ましたが、そういったことじゃなしに、私はもう少し一番円満な方法はないかと、こんなふうには私なりに今考えておるんですが、小川君は、もうこれ以上……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） やつたらやつて返すと、これ言うか言わんかで人間という本質なんよ。やつたらやつて返すと、やらん限りは痛みを知らんわけよ。やるほうが強いということになつちまう。我慢するほうばかり我慢しておるんや。そうすると、ああじゃこうじゃ、人をやつつけるほうばかりやつておるんや。痛みを知らなあかんの、人間は。やられるほうにならなあかんの。こてんぱんにやられるとさいが、はあ、やり過ぎやなあと反省する。反省すると、人間はいい性格になるんですよ。性格、世の中ようなる。法律が次から次へできよるが、だんだん悪うなつていくで、縛らんならんもんで法律ができるんやよ。

だから、この際、これで賛成多数で数の力でやると、議長が仕切ると、藤橋議長はすばらしい人やと思つておるんや。思つておつたら、この問題を片づけたら、学校の教育問題も片づきますよ。この問題を片づけずして、公僕の使命は私はどうかと思いますよ。使命は果たせん。これは簡単なことなの。簡単なことは難しいですよ。答えを簡単に出すとさいが、瑞穂市はよくなりません。

だから、今のくまがい議員さんが、全然言い過ぎてしまつたと思つておられりゃあ別やけど、

思っておらへんのや、あの人は。だから、それを解明するために懲罰委員会を数の力でつくってしまって、通ったもんでやっちまう。そうすると、数の小さい人は泣き寝入りや。泣き寝入りするとどうなるかといったら、世論に訴えて悪いことをやるがね。世の中では悪いことやるでしょう。非行の問題って、子供は悪くないんですよ、はっきり言ったら。やったことに対しては悪いか知らんけれども、家庭の問題から、地域の問題から、学校の問題からあるから、はみ出てそういうことをやるんだ。だから、この問題をきちっと片づけりゃあ、何でも片づく。

この問題を賛成多数で力でやっつけてしまったら、全然瑞穂市というのは、公僕としての議会はよくなりません。だから、やったらやり返す、言葉を簡単にわかりやすく言えばそういうことになるんですよ。だから、お互いが満点じゃないんだから、ほどほどの部分はおかなあかんし、どうしても大事なことはとことんまでやればいいんだ。こんなことは両方から意見があるんですよ。受けとめ方もあるんです。こんな問題をやったでやってやり残っておると、数の力で可決させて、調査して。それは片方になったら、提案者にも、満点の人やないで、私は提案者に対して言いたいことがある。提案者も、五分を仕切ってください。懲罰委員会をつくって、きちっとやってください。それをやるなら、わしはこれでおとなしくなる。やらのやったら、採決を絶対させませんよ。させないと同時に、あからさまに混乱をさせるために言っておるわけやない。賢明な議長やで、私はしっかり仕切ってやっていただける人やと思っておるもんで、やってください。答弁させてください、きちっと。答弁させなんだ場合は、片手落ちになりますよ。答弁させてください。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 再三述べます。私は、答弁するつもりは一切ございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） くまがい君を痛めるだけ痛めつけておいて、外へほうり出しておいて、中で論戦をやっておるのに、提案した火元の人が、それに対して、いろいろな質問に対して答える必要はないと。答える必要がなけな、何で提案するんですか。人の人権を傷つけるだけ傷つけておいて、答弁する必要はない。それが提案する方の人望や言えますか。提案する限りは、それだけの責任を持った提案してください。質問に対して答弁する必要はないと。どこから言われても答弁する必要はないというなら、提案する人に資質的な問題があるんじゃないでしょうか。聞いてください。私は、答弁してもらうまでは、絶対、議長、信頼しておるで、あかんよ、これは。答弁させてください。答弁する必要がない。人の人権を傷つけておいて、答弁する必要はない。こんなことは、責任を持って提案されているんだから、責任を持って答弁してください。それが当然じゃありませんか。答弁させてください。

議長（藤橋礼治君） それでは、まずもって本日の会議は、議事の都合によりまして、あらか

じめ延長をとります。

それと、私はどう見ても、小川君と山田君のこの問題は、相当の時間をかけても、私はどちらのどうのこうのございませませんが、一応ここで休憩をとります。あと残り時間が23分でございますので、後ほど休憩をとりまして、私なりにお願いすると、そんなような形で、休憩をとります。

それでは、暫時休憩をとります。

休憩 午後 4 時03分

再開 午後 5 時06分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 先ほどの説明がきちっとしていないということで、休憩中にきちっと説明をなさいと。どういうふうに動議をかけたかと。

これは午前中かと思いますが、休憩動議をかけたときに、私のほうへメモが来たんですよ。実は反省したいと。なら、議長にすぐ再開してほしいと。そして再開をして、私はくまがい君が反省の意向を述べると私は思っておる。そのときに、3項目言われたでしょう、NHKとかいろいろ問題を。反省の意向が一切なかったんですよ。それで私は急遽動議をかけたんですよ。そういう流れなんですよ。昼のときに、くまがい君はこうって反省したいといって私のほうにメモ用紙が来たんですよ、メモ用紙が。よし、なら、もうそこで謝りゃあいいやないかというふうで、私は議長のほうに再開を求めたんですよ。求めたらどっこい、そういうこと。我々がそこでしゃべっておるときに注意されたでしょう。そういう状況で私は動議をかけて、そういう結果になっておりますので、御理解をしていただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私は、もう時間も大分たっておるので、この辺でオクターブを下げるかしらんと思ったんや。そうしたら、上がって行ってしまった、また。謝るかしらんと思ったら、謝るところか、くまがい議員は弁明言わせると。だから許さんということやわ。許さんなら許さんでいいの。くまがい議員さんは、簡単に言えば、原告、被告なら、被告席へ入ってしまっておるのや。何もあの人は悪いと思わんのや。けつの穴が小さいと言っただけや。これについてのあの人のあの人なりの考えを申し上げられたでしょう。だから、それについて納得できへんと。あんなもの、ちょっと悪いと思っておらへんのやと。だから、とことん懲罰委員会を設置してやるんやと、そういうこっちゃわな。

だけど、そういう信念に基づいてやられる提案者が、それだけの問題を言える人かというの

や。それは個人の問題やで答弁できんと。個人のことは言う必要ないと、こういうふうやろう。だから、それについてきちっと答弁されていないから、何で答弁せんのやと。責任持ってあんた提案した以上、それ答えなさいと言っておるのや。個人の問題やで、個人の問題は言う必要ないとって、平行線になっておるんや。

だから、議長、だめだよ、そんなもの絶対に、とことんまで、僕とかみ合っておらへんのや。ほどほどで落ちようかしらんと思ったら、落ちへんのや。

議長（藤橋礼治君） 山田君に申し上げますが、今、小川議員の言われることは、そういったことがあったということをお言われたことであって、もとへ戻っては今は言ってみえませんが、そこだけ山田君は判断して、今のそういう言葉は私にはあれだと思いますので、小川君の言ったのは、その以前のときにそういった紙切れで、謝罪するで頼むと言いながらということをお言われたんやで、今の再開してからのその強い言葉ではございませんので、勘違いしていただくお話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 時間が随分たっておりますので、五十歩百歩譲るとして、譲った場合、今、当人、懲罰動議かかった人は外におられますので、中へ入っていただいて、そういう紙が渡っておるならば、あの人ならあの人のお考えをもう一度聞いてもらって、懲罰委員会をつくるかつくらんか、前へ進めていただいても容認します。

容認しますが、少なくとも僕の位置づけは、しっかり議長、担保してください。担保されないと、弱い者いじめをすることは絶対に許さん。そんな世の中、許しておったら、もう議会イコール瑞穂市がよくなるということになりますので。

〔「話しが違う」の声あり〕

9番（山田隆義君） 話が違うことないがね、あんた。数の力でやろうと思っておるで、それがだめなんや。数の力でやっていかん。議長、あんたは信じておるで、しっかりやってください。以上です。

議長（藤橋礼治君） 山田君の言われることと私どもの思いとは大分食い違っておりますし、小川君言われたのは、そのメモの話はその前の話でありまして、今再開してからのあれは何一つ本人は言っておりませんので、山田君自身が興奮されてお話しされておりますので、私のほうでは判断に苦しんでおると。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） はい。

9番（山田隆義君） 私は、人から言われて動くような議員じゃありません。自分の信念に基づいて意見申し上げているのだけれども、百歩引きまして、そのメモ用紙が届いたと言われて

いるのだけど、どこから来たんや、その提案者のところに弁明のメモ用紙がどこから渡ってきたんや。内容……。

議長（藤橋礼治君） メモ用紙のことはあれですが、くまがいさちこ君は、今現在といたしましても、私のほうから謝罪して事が済むことなら謝りたいと、こういうふうに言ってみえますので、余り私は山田君の声大きくやらずに、もう少し……。

9番（山田隆義君） 本人に聞いてあげるんやな。

議長（藤橋礼治君） いやいや、聞かなくても、私は個人的にそういつて言ってみえますので、だけど、謝罪だけではこれはいかんと、こうやってこちらの方が言ってみえますので、そこから今からの話し合いのことになりますので、それで……。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川君に私のほうからお尋ねします。

採決をとるということは、もうこれはできないというふうに判断しておりますが、くまがい君が弁明をこの場でまずしていただいて、弁明は弁明でくまがい君からしていただきまして、それから休憩をとって……。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） ちょっと内容を説明いたします。

今、質疑に入っております。この質疑が終わると、討論に入るんですね。討論に入る前にくまがい君をここに入れる、それはどういうことなんですか。そして、討論に入れば、賛成、反対、そういうように今聞こえておるんですが、そして、先ほど、ぼそぼそとちょっと話が聞こえたんですが、私は会派で休憩をしておりましたら、ちょっとだれからもらったかわかりませんが、こういう形でくまがい君が陳謝したいというものを私は受け取ったんですね。そして、すぐ返しました。そして、きょうは大変時間も長くかかっておりますので、もう議長、こういうふうなら再開してくれというように私は議長に要請をしたんですね。それ以降は、先ほど述べたとおりでございますので、御理解をしていただきたい。以上。

議長（藤橋礼治君） それでは、もう少し事務局のほうから説明をいたします。

1つ申し上げますと、今、小川議員は、この後討論、採決という、これがいつもの順序でございますが、そういったことがしなくてもいいと、こんなふうに承っておりますので、その内容を事務局長のほうから説明をさせます。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、本会議中ですけれども、この後の説明をさせていただきます。

今、質疑をさせていただきます。質疑が終わりましたら、すぐ委員会の設置ということになります。なぜかといいますと、懲罰動議については、必ず特別委員会を置けというふう

に委員会条例でなっておりますので、討論及び議決はございません。動議が成立した時点で懲罰委員会の設置が決まりというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） それでは、皆さんにお諮りをいたしますが、先ほどくまがいさちこ君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。これを許すことに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議あり」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議ありという方がお見えになりますので、起立によって採決をします。

それでは、この申し出に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立少数でございます。したがって、くまがいさちこ君の一身上の弁明の申し出に同意することは否決されました。

続きまして、瑞穂市議会委員会条例第7条第1項に、議員の懲罰の動議があったときは、懲罰特別委員会が設置されたものとするがあります。また、同条第2項には、懲罰特別委員会の定数は5人とする規定されております。さらに、瑞穂市議会会議規則第155条で、懲罰動議の審査は、委員会への付託を省略して議決することはできないと規定されております。

そこでお諮りをいたします。これらの規定によって、5人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置されましたので、本件はこれに付託することにしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、5人の委員で構成する懲罰特別委員会に付託することに決定をしました。

お諮りをいたします。懲罰特別委員会に付託することに決定しましたので、委員を選任する必要があります。そこで、懲罰特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思っております。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 懲罰特別委員会委員の選任について

議長（藤橋礼治君） 追加日程第2、懲罰特別委員会委員の選任を議題にします。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後5時24分

再開 午後5時45分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。懲罰特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条の第1項の規定によって、山田隆義君、松野藤四郎君、小川勝範君、広瀬時男君、星川睦枝君の以上5人を指名したいと思います。

この件につきまして、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより懲罰特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。委員の方は、正・副議長室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後5時46分

再開 午後6時02分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

懲罰特別委員会の委員長には星川睦枝君が、副委員長には松野藤四郎君が決定しましたので、御報告をいたします。

懲罰特別委員会委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りをいたします。この件を日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 閉会中の継続調査申出書について

議長（藤橋礼治君） 追加日程第3、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りをいたします。懲罰特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

くまがいさちこ君の入場を許可いたします。

〔 2 番 くまがいさちこ君 入場・着席 〕

日程第 7 発議第 6 号について（討論・採決）

議長（藤橋礼治君） それでは、少しこの日程につきまして時間がたっておりますので、日程第 7、発議第 6 号原子力発電所の再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書についてを議題にいたします。

それでは、賛成討論から始めさせていただきます。

〔 「議長」と呼ぶ者あり 〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 山田でございます。

発議第 6 号につきましては、原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書についてというこの発議でございますが、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、この問題は、いわゆる民主党政権における野田首相の、いろいろな国民の意見を聞いて、いろいろ勘案した結果、これは最終的に安全調査委員会もきちっとできた上で稼働しないかんことはわかっておるけれども、国民生活、日本経済の特異性から判断して、節電を指示した場合は、国民生活、経済活動に大きく支障を来すという大所高所からの英断でなされたものと思っております。

私は、基本的に、限りなく原発はなくさねばならんと。一つ福島事故を見ておりますと、大きな大損害です。五十数基の原発は、みんななくさないかん。代替財源として、水力発電はもとより、風力発電、地下発電、太陽光発電、これを限りなく助長しながら、安全な国づくりにすべきだと。それを待っておれないわけですよ。待っておったら国民生活に影響が出てくるし、日本経済がだんだんもたんようになる。強いていえば失業率がふえると。日本では資源がないところなんですね。いわゆる技術を輸出して経済がもっておる国でございますので、待たなしに来ておるから、野田政権が英断を下された。手順を踏んでやって、やり切ったけれども、安全調査委員会の結論まで出しておると、夏が、皆さんの生活が安心して守れない、経済活動に支障を来すということから、大所高所から、これは見切り発車と言われても仕方がないけれども、大飯原発を再稼働したわけです。

大飯原発はどうするかといったら、夏場だけ臨時的に稼働させるということ容認の中で、橋下大阪市長が言っております。嘉田滋賀県知事も言っておりますが、暫定措置ではありませんよと。何で暫定措置じゃないかというときが、関西電力が 15% 節電するといえば、中電からも向こうへ応援せんならんし、そんなことさせたら悪循環になってしまうから、特異な知恵もない、経済活動の活性化をやりながら、日本国民生活を守らなきゃならんという観点から英

断をされたんですよ。これを、ああじゃこうじゃ言いたいけれども、限りなく原発は中止せな
いかんのですよ。そんなこと私もわかっておる。わかっておるけれども、やらざるを得ん。こ
れを地方自治でああじゃこうじゃとああじゃこうじゃと。

堀市長が、初めは原発中止に意欲的やったけど、だんだんだんだんとオクターブ下がってし
まったというけれども、下がって当然ですよ。なぜかといったら、瑞穂市の市民の幸せを祈り
つつ、財源を担保しなきゃならんと、企業誘致をしろといっておるから。だから、それは悪循
環になるから、だからやむを得んなと。原発中止をしたいけれども、やむを得んなというこ
とで、トーンダウンする。だんだんだんだん意思が下がっていってしまう。それを皆さんよくわ
かってみえるでしょう。だから、そういう意味から僕は、やむを得ない状況なので、賛成の立
場で、当然発議6号についてはそういう意味で賛成をさせていただきますので、よろしく御理
解のほどお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

起立多数です。したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、発議第7号関西電力株式会社大飯発電所の再稼働の見直しを
求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

関西電力株式会社大飯発電所の再稼働の見直しを求める意見書について。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の
規定により提出をさせていただきたいと思っております。

意見書提出に当たり、19日に一般質問をさせていただいて、もうその晩に、新聞で御存じの
とおり、警報発信トラブルが起こったと。警報は、大飯3号機の発電機周辺を循環冷却する水
タンクの水位が通常より3センチから5センチ低下したために鳴ったということで、その後、

2次冷却水の循環冷却水タンクにつながるチューブで微量の水漏れを確認したため、チューブそのものを同日取りかえたことを明らかにしたということで、トラブルの話なんです。19日に質問したら、その晩にもうトラブルを起こしておるんです。

大事なことは、それに対する関電、あるいは国の原子力保安員の基本的な態度の問題ですね。福島第一原発の事故で何を教訓にしたか。小さな変化を見逃さない。小さな変化が大きな事故につながる。何のために特別監視体制をとっているんですか。テレビのインタビューを見てみると、どういう態度をとっているか。平然としていますよ。東京電力でも。あれは結局、バックに原子力村といういろんな利権団体、あるいは政治家等々があるから、あれだけ平然としておられるのではないかというふうに思わざるを得ないわけですけども、それぐらいの態度なんです。全然福島第一原発の事故の教訓を真剣に受けとめているというふうには思えないようなインタビューであります。大変その安全性に対して疑問を持っております。

きょう、これも朝の新聞に載っていましたが、古田知事が、大垣市の小川市長、それから揖斐川町の宗宮町長と一緒に、枝野、細野両大臣に面会をしに行く。それは何のために行くかということ、新聞の記事によりますと、私が例に挙げた、渡辺満久東洋大教授らが、破碎帯が周辺の活断層と連動して動く可能性があるとしていることを上げ、早急に調査を行う必要があるということ等を含めて、大臣に古田知事みずから物を申しに行くと。事故が起きれば、岐阜県も京都府や滋賀県と同じように被害を受ける。隣接県の立場から意見を言う必要があるということを県の専門委員会の座長の井口哲夫名古屋大大学院教授はそう述べております。要するに、安全性というものは、そういう断層から見ても、調査する気さえ今までなかったと一般質問で言いましたけれども、そのことを言いに行くということですね。本当に県の決議といい、古田知事、頑張っているというふうに率直に思います。しっかりしていると思います。そういう立場で、以下、案文を朗読しながら、提案にかえさせていただきたいと思います。

政府は、16日、関西電力大飯原子力発電所3、4号機の再稼働を正式決定した。野田首相は、国民の生活を守ることを再稼働の大義名分にしているが、福島第一原発事故の被災者の方々の生活は守られているのか。大震災から1年3カ月を経過した今日、被災者が生活再建に向けた厳しい日々を強いられている。20日現在、死者は1万5,863人、行方不明者2,949人、自宅に戻れず、県内外に避難を余儀なくされておられる方々は約16万人にも達しているのであります。係る被災者の現実を直視したならば、生活再建の道筋さえ示せない野田首相が、国民生活を守るために再稼働するなどどうして言えるのでしょうか。被災者の神経を逆なでするものでありません。

今現在、この6月議会やられておりますけれども、福島県下の自治体が次から次へと再稼働反対の決議を上げております。当然だと思えます。仮に政府が再稼働を決定するとしても、福島第一原発事故の教訓は、想定外を想定した万全の安全対策を講じるということでありませぬ。

しかし、現実はどうか。マスコミ各紙が口をそろえて書いているように、事故原因を究明した上でなければ新たな安全基準など設定できるわけがないにもかかわらず、わずか3日間で策定した安全基準に基づき、安全性が確認されたとしているわけであります。安全規制を担う新組織さえも、まだ法案が通った、そういう段階であります。緊急時の指揮所となる免震棟の建設や、放射能除去フィルターの設置、予備電源の設置、防潮堤のかさ上げ等々は、福島第一原発事故から教訓を学ぶならば、再稼働をする前に当然備えておかなければならないことではないでしょうか。

また、敷地内を走る破砕帯の調査にも至っておりません。安全設計審査指針も、2001年以来改定されていないという話であります。事故が起きた場合の放射能被害の予測、住民避難の計画すらも十分に立てられていないとの複数の指摘もあります。

こんな状態でありながら、よくも野田首相は、安全は確保されているなどと強弁できたものであります。普通に考えて、こんなことで国民が納得するのでしょうか。国民に対する説得力はないに等しいと言わざるを得ません。さらに言えば、福島第一原発事故については、現在、先ほども申し上げましたとおり、国会の原発事故調査委員会で調査中であります。まだ原因が解明をされたわけではございません。同調査委員会の黒川清委員長は、国家の信頼のメルトダウンが起こっていると述べておりますけれども、全会一致で設置した原発事故調査委員会の報告も待たずに再稼働を決定するなどということは、まさに暴挙と言わざるを得ません。

結論として、事故原因を解明し、万全の安全対策を講じた上、菅直人前首相は、脱原発依存ということを国民に向かって明確に言ったわけであります。だとするならば、その原点に立ち戻って、自然エネルギーへの転換の具体的道筋をこそ明示していくことが責任ではないでしょうか。

消費税についても、4年間は上げない。それが上げる。脱原発を言ったら、原発推進。今度の大飯原発を一つ突破口にして、他の原発も再稼働していく、そういうことではないでしょうか。見え透いているのではないのでしょうか。全くもって、前の議会のときにも言った経験がありますけれども、民主党政権は、自民党よりひどい政権であるというふうに思わざるを得ません。自民党は、消費税を上げるときには、定率減税とか、そういうものをセットにして出した。民主党は、セットどころか、国民の首を絞めることばかり。分裂寸前、分裂間違いなし。国民の信頼はなくなったからです。かといって、自民党が伸びるほど国民の心理は甘くありません。そのことをしっかりと肝に銘じておいていただきたいということであります。

そういうことが明示をされない限り、再稼働の決定を見直すよう強く求めるものであります。

提出先は、下記のとおりであります。衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 平田健二様、内閣総理大臣 野田佳彦様、総務大臣 川端達夫様、経済産業大臣 枝野幸男様、内閣府特命担当大臣（原子力行政） 細野豪志様、内閣官房長官 藤村修様。以上であります。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りいたします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私は、瑞穂市民クラブの9番の山田でございます。

この関西電力大飯発電所の再稼働の見直しを求める意見書については、反対の立場で意見を申し上げます。

なぜ反対の立場か。全く提案者の言われるとおり、野田政権においても、前の菅政権と同じように、脱原発、当然のことだと思うんですよ。だれもあれだけの大きい事故を起こしておいて、さあ再稼働、どこでもやれと、そんなこと一人も思っておらん。思っておらんけれども、逆に、そんなら皆さん、喜んで節電に協力されますか。関西電力が15%から20%節電しなさいと。例年のように暑い夏が訪れてくると。そうならば、橋下大阪市長、嘉田滋賀県知事のように、あくまでも認めへんと言っておって、やむを得ん。やむを得んけれども、夏場の時期だけはやむを得んなあと。野田政権は夏場だけやないと。暫定措置やないと。最低限度原発は必要だと。ただし、最小限度ですよ。

それにかわって日本は技術力があるわけですから、風力、地力、地下熱発電をやる、風力発電をやる、太陽光発電をやる、それと共同しながらシフトしながら原発を中止させると。これをやらないと、日本経済、国民生活はもたないんですよ。皆さん我慢することばかりやらせてみなさいよ。不平不満だけ出る。企業の活動も低下する。国際競争力も負けてしまう。海外へ出ていってしまうと。そうすると空洞化、空洞化、雇用が、失業者がふえてくる。どうするんですか、それは。だから、野田政権においても、野田さんにおいても、こんなもん菅政権と同じように、脱原発の首謀者と思うんですよ。しかし、いろんな角度から判断をして、やむを

得ず再稼働をしなければならんと。

だから、私は、関西電力、大飯原発再稼働をやっていきます。北海道の泊原発もやります。それで、中電の浜岡原発もやる。これは間違いないね。僕が言っておるで間違いないと言っておるわけやないよ。だけど、間違いないだろうと思うんですよ。四国電力も一つは稼働すると思う。九州もやると。その最小限度やっておいて、片方では、地力発電をやったり、水力発電をやったり。火力発電をやることと、エネルギーが高いために、だから電気料金が上がってしまう、どんどんどんどん。それでみんな怒っておるの。もう少しリストラをやりなさいと。それから上げよ上げよと言っておる。物を言うのは楽やけれども、大所高所から判断するのが日本の総理大臣なんですよ。

だから、私は、何もどんどん原発をやれやれと言っておらん。やったらあかんの。やらせたらあかんの。それは賛成しておるよ。けれども、万が一やむを得ん状況を大所高所から判断して、グローバルな経済状況の中で日本経済はしっかり活性化はさせなアカンし、雇用も担保しなければならんし、世界の競争力に勝たなアカンし、企業も金があるで使え使えと。このまま企業の内部留保のお金全部使ってしまったら、国際競争力、勝てへんがな。だから、いろいろ諸般の事情を判断して、野田さんは、余り好んでおらんけれども、自分で責任とるからと言っているんですよ。

そんなら、大飯原発、先に稼働させて、みんな調査委員会できちとなってから稼働させやえやないかと。こんなことやったら、節電をどんどんやらなアカンと。全部担保してやったら、ことしじゅうかかってしまうわ。そんなことやったら、みんなの国民生活守れへんがな。経済守れへんがな。だから、再稼働させながら、それで力を落とさずに調査をきちとやって、事が起きないように担保しますと。その責任は私がとります。責任とると言ったって、何も言葉だけで責任をとれへんよというけれども、そういうふうで再稼働と並行して調査特別委員会の手を緩めずにやって、順番に、いわゆる代替エネルギーを技術力で生かしてやっていかんことには、落とすところはなしでしょう。

だから、それはベターなやり方やで、野田政権は大変えらいときにはまってしまっておるが、ようやっておるなと思う。国民支持率23%。これ間違っておるんやで。あんだけの53歳の野田政権、立派なもんだ。よう辛抱しておるわ。国際社会でも、メキシコへ行って堂々とやってくるじゃありませんか。あれだけやれる人おらんわ。批判ばかりすることはやっても。立派なもんや。僕は立派やいうのや。だから、意見書のことについては、意見書を出すこと自体が考えてもらわなアカン。

以上、賛成討論の第一人者として責任を持ってこの意見書の反対をさせていただきます。賛成をしたいけれども、賛成できんと言っておる。英断、勇断をもって反対討論をさせていただきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

起立少数です。したがって、発議第7号は、否決されました。

日程第9 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、発議第8号土地財産調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） 議席番号14番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、土地財産調査特別委員会設置に関する決議についての議案を、お手元に既に配付済みの8名の議員の皆様方の御賛同を得まして提出いたします。

その設置内容につきましては、名称として、土地財産調査特別委員会、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条、事件、土地財産の管理状況、目的、市が保有する土地財産を調査する、委員の定数、5人以上8人以下。

提出の理由といたしまして、当瑞穂市が保有する土地財産の管理状況を調査する目的で、土地財産調査特別委員会の設置を求める決議を提出するものでございます。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

起立全員です。したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。発議第8号土地財産調査特別委員会設置に関する決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、土地財産調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、土地財産調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第4 土地財産調査特別委員会委員の選任について

議長（藤橋礼治君） 追加日程第4、土地財産調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後6時38分

再開 午後7時00分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。土地財産調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第

1項の規定によりまして、広瀬武雄君、河村孝弘君、清水治君、棚橋敏明君、庄田昭人君、松野藤四郎君、くまがいさちこ君、古川貴敏君、以上8名を指名したいと思います。この件につきまして、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、土地財産調査特別委員会委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

これより土地財産調査特別委員会委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

土地財産調査特別委員会委員は、第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後7時02分

再開 午後7時03分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

土地財産調査特別委員会の委員長には広瀬武雄君、副委員長には松野藤四郎君が決定しましたので、御報告をいたします。

土地財産調査特別委員会委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。この件を日程に追加し、追加日程第5とし、議題にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第5とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第5 閉会中の継続調査申出書について

議長（藤橋礼治君） 追加日程第5、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

お諮りをいたします。土地財産調査特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第10 議員派遣について

議長（藤橋礼治君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第161条の規定により提出しております。

内容については2件ございます。

まず1件目は、平成24年7月6日に岐阜県市議会議長会の主催による議長会議及び講演、情報交換が、下呂市の星雲会館及び美輝の里で開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

続きまして2件目は、平成24年8月2日から8月3日または11月21日から11月22のいずれか2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員特別セミナーに、研修所で受講決定された人数により議員を派遣し、現在の地方行政を取り巻く諸課題について考える一助としたいと思います。

以上の2件につきまして、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成24年第2回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

大変長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございます。

閉会 午後7時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月22日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

副議長 広瀬 時男

議員 庄田 昭人

議員 森 治久